

②＜ 3 4 5、3 4 6 例目：雲南市内＞

令和 3 年 4 月 2 9 日

新型コロナウイルス感染症患者の確認について

次に、雲南市内で確認された県内 3 4 5 例目及び 3 4 6 例目となる患者さんについてです。

【患者について】

1. まず、患者さんについてです。
2. 患者さんはいずれも、「雲南市在住」の方です。
年代、性別は本人の同意が得られておりませんので、公表は差し控えさせていただきます。
3. 2 人の患者さんは、4 月 2 7 日（火）に陽性が確認された患者さんの接触者として、それぞれ 2 8 日（水）に検査を実施し、「陽性」が確認されたものです。

① 3 4 5 例目の患者さんは、3 4 3 例目の患者さんの接触者となります。

② 346例目の患者さんは、342例目の患者さんの接触者となります。

4. 次に症状についてです。

① 345例目の患者さんは、27日（火）に37度台の発熱、のどの痛みがあり、現在も、発熱、頭痛の症状がありますが「軽症」です。

② 346例目の患者さんは、現在まで、「症状はありません」。

5. 患者さんはいずれも本日、感染症対策を講じた医療機関に入院されています。

【現時点での行動歴】

6. 雲南保健所においては、感染拡大防止のため、昨日から行動履歴や、濃厚接触者についての調査を行っており、現時点で把握できた行動歴等について説明します。

患者さんの行動歴の調査や検査を進めるなかで、感染拡大防止のために公表すべき情報があれば、改めて、情報提供します。

＜発症日（無症状者は検体採取日）の2日前以降の行動＞

7. 症状のある方は発症日の2日前以降、症状のない方は検体採取日の2日前以降の患者さんの行動についてであります。

この間は、患者さんから他の方に感染する可能性がある期間であり、感染のおそれの高い濃厚接触者を確認するための調査です。

（345例目の患者さんの行動歴）

8. この患者さんについては、発症日の27日（火）の2日前の25日（日）以降の行動になります。

- ① 患者さんは、25日（日）から27日（火）は、仕事に出ておられます。
- ② 仕事の内容は、不特定多数の方と幅広く接触されるようなものではありませんので、この日に接触があった方については、特定できています。
- ③ また、この間に、日常生活での接触はありますが、接触者は特定できています。
- ④ 27日（火）の夕方からは、健康観察中であり、自宅で過ごしておられます。
- ⑤ 28日（水）は、検査を受けた以外は、自宅で待機しておられます。

(346 例目の患者さんの行動歴)

9. この患者さんについては、検体採取日の28日(水)の2日前の26日(月)以降の行動になります。

① 患者さんは、26日(月)、27日(火)は仕事に出ています。

② 仕事の内容は、不特定多数の方と幅広く接触されるようなものではありませんので、この日に接触があった方については、特定できています。

③ この間に、日常生活での接触はありますが、接触者は特定できています。

④ 27日(火)の夕方からは、健康観察中であり、自宅で過ごされています。

⑤ 28日(水)は、検査を受けた以外は、自宅で待機されています。

<発症日(無症状者は検体採取日)の14日前の行動>

10. 次に、発症日の14日前までの行動について、把握した情報について、説明します。

この間に、患者さんがどこから感染したのか、この患者さん以外に感染者はいないのか、を調査するものです。

- ① 345例目の患者さんは、この間に、県外への往来はありません。
- ② 346例目の患者さんは、この間に、県外への往来があります。
- ③ 行動歴の詳細については、現在、調査を進めています。

【県民の皆さん、報道機関の皆さんへ】

- 1 1. 本日発表した患者さんの接触者については、特定を進めており、保健所から連絡をとっておりますので、冷静に対応をお願いします。
- 1 2. 県としては、濃厚接触者及び接触者の調査を積極的に行うとともに、接触があった方については、幅広くPCR検査など必要な検査を実施し、感染拡大の防止に努めてまいります。
- 1 3. 県民の皆さまにおかれては、これまでもお願いしておりますとおり、感染拡大防止のため、発熱等の症状があった場合は、まずは、かかりつけ医又は健康相談コールセンターにご連絡いただき、早めに受診していただきますよう、お願いします。
- 1 4. 各職場におかれては、従業員の日々の健康状態の把握に留意し、発熱等の症状があった場合は、必ず申告するよう呼びかけ、体調がすぐれない場合はすみやかに医療機関への受診を促すなど、従業員の健

健康管理に努めるようお願いします。

15. また、県から提供する情報に基づき、冷静な対応をお願いします。
16. 個人を特定する行為や、患者さんへの誹謗中傷が拡がったりすれば、その後の事案で、保健所への情報提供や、そもそも感染や症状を名乗り出ることを控えるなどの悪影響が懸念され、かえって、広く感染拡大が県民に及びかねないという状況になることが懸念されます。
17. 患者さんの人権を守り、感染拡大を防止するために、個人を特定する行動や、患者さんへの誹謗中傷は許されませんので、厳に謹んでいただきますよう、お願いします。
18. 県では、患者さんの行動歴の公表は、個人の特定につながることはないように、感染拡大を防止するために必要な場合に限っております。
県が公表する情報が具体的でないために、様々な推測や憶測がなされる場合がありますが、県が公表している内容を超える内容は事実とは限りませんので、注意してください。
19. また、県では、感染のおそれが高い濃厚接触者だけでなく、感染拡大を未然に防止するために、必要に応じて、接触があった方などに幅広く検査を実施することとしております。

そのため、検査を受けるということだけで、出勤、登園、登校をしないよう求めること、ましてや、検査を受けた方のご家族など、関係者までに、そうしたことを求めることは、過剰な対応となりますので、控えていただきますようお願いいたします。

20. また、新型コロナウイルス感染症の治療等に当たる医療従事者の方は、県民の命と健康を守るため、日夜、医療現場の最前線で懸命に努力されています。医療現場で働く方を思いやる気持ちをもって対応いただくようお願いいたします。
21. 報道機関の皆様には、引き続き、患者さん、周囲の方への配慮、プライバシーを尊重した報道に、ご配慮願います。
22. 全国的に感染者の発生が増加しており、県内においても、感染事例が続いて確認されております。こうした状況においては、継続的な感染対策の実施が必要です。
23. 県民の皆様におかれては、職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まるとして、政府が注意喚起をしている、「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意していただくとともに、
引き続き、
 - ①「三つの密」の回避
 - ②「人と人との距離の確保」

③「マスクの着用」

④「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に継続して取り組んでいただくよう、お願いします。